

教第 3 号議案

「神戸市立中学校部活動ガイドライン」を定める件
「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」を次のように定める。

平成30年 5 月 7 日提出

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

【案】

神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン

平成30年5月

神戸市教育委員会



目次

◇ 「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」策定の趣旨	・・・ 1
◇ 部活動の位置付け	・・・ 2
1. 部活動の意義・目的	
2. 適切な運営のための体制整備	
(1)各校における部活動に係る方針の策定	
(2)活動計画・実績報告	・・・ 3
(3)活動の指導・是正	
(4)部活動指導員の活用	
(5)適正な指導者の配置と部活動の設置	・・・ 4
3. 適切な指導の実施	
(1)安全指導の充実	
ア 成長期の生徒の心身の健康管理	
イ 事故の防止	
ウ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶	・・・ 5
エ 施設・設備・用具の安全点検の実施	
オ 校外での活動について	
(2)効果的な指導	・・・ 6
ア 自主的・自発的な活動の実践	
イ 特別支援教育の視点を生かした指導 ⁶	
ウ 短時間で効果的な指導の実践	
エ 適切な休養日の設定	・・・ 7
4. 指導力の向上に向けて	・・・ 8
(1)科学的・合理的な指導内容、指導方法の習得	
(2)部活動のマネジメント力やその他多様な指導力の習得	
5. 教育委員会の取組	・・・ 9
(1)ガイドラインの検証について	
(2)安全な部活動の実施に向けて	
(3)諸課題への取組	

神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン

◇ 神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン策定の趣旨

中学校の部活動は、学校教育の一環としておこなわれ、スポーツや文化・科学など生徒がそれぞれの個性や能力を主体的な取り組みによって伸長したり、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育む最も身近な活動の一つとして、長年その意義が認められてきた。

一方、生徒においては、運動部・文化部問わず、連日または長時間にわたる活動などによって、十分に休養がとれないため、学業との両立に悩んだり、疲弊したり、スポーツ障害を引き起こしたりするなど心身の健康を害するなどの課題もみられる。また、教員においては、顧問教員の約半数が未経験の部活動を担当していることや、長時間勤務による多忙感が募るなど改善すべき課題もある。

また、少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が、複雑化・多様化し、学校だけで解決できない課題も増え、従前の体制では部活動の維持が難しくなっている。

このような状況を踏まえ、スポーツ庁は全国の生徒が、各自のニーズに合ったスポーツ活動を行うことができ、生涯スポーツに親しむ基盤として、部活動が持続可能なものとするために、運動部の在り方の抜本的な改革に取り組む必要があるとし、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.3月)を策定した。

そこで、本市では、スポーツ庁のガイドラインに則り、望ましい部活動(運動部・文化部)のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力ある部活動となるための指針として、部活動の意義や目的、これを実現させるための体制の整備、指導の在り方、休養日の設定等を規定した「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」を策定した。

部活動は「人は人によって人になる」という本市の教育理念のもと、「心豊かに たくましく 生きる人間」の育成を実現するという、人間形成に資するものであると共に、生涯にわたってスポーツや文化に親しむことができる資質の育成を目指している。本ガイドラインが運動部・文化部の活動にかかわる、すべての教職員・指導者はもとより、家庭、地域、部活動に関連する各種団体で広く共有され、十分に理解を得たうえで、適切な部活動が運営されることを目指す。

◇ 部活動の位置付け

部活動は、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、学習指導要領※1では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と明示され位置づけている。

従って、本市や学校の教育目標や指針に則った運営・指導を行い、教育効果を高める活動として実施されなければならない。

1. 部活動の意義・目的

部活動は、心身の成長が著しい生徒が、自らの興味や関心等を深く追及し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸長したり、学年や学級の枠を超えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育むという人間形成に資するものである。

また、中学校3年間だけではなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。そのため日常の練習において、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、それに向けた一人ひとりの取組に目を向けたていねいな指導が大切である。

2. 適切な運営のための体制整備

(1) 各校における部活動に係る方針の策定

本ガイドラインに則り、校長は学校の教育活動との関連を考慮し、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校ホームページ等の掲載により公表するとともに、その運用を徹底する。

※1 中学校学習指導要領総則・解説（H29）【資料1】

(2) 活動計画・実績報告

部活動顧問は「学校の部活動に係る活動方針」に則り、指導方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加日等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を作成し、校長に提出する。その際、部活動顧問は生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して設定をすることが大切である。また、毎月の計画や大会・コンクール等の開催予定などを事前に生徒・保護者に伝える。

(3) 活動の指導・是正

校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認により、適切な指導が行われているかを把握し、適宜、指導・是正を行う。また、毎学期の実績報告をまとめ教育委員会に提出する。

(4) 部活動指導員の活用

部活動指導員を活用するときは、「神戸市立中・義務教育学校部活動指導員（外部顧問・支援員・指導員）招聘事業に関する要綱」※2に則って運用し、学校職員として、校務分掌に位置づける必要がある。

生徒が安全で充実した指導が受けられると共に、顧問教員の負担軽減が図れるよう、顧問教員と部活動指導員との細やかな情報の共有と連絡や相談が不可欠であり、管理職とともに十分に連携を図ること。学校の行事による練習日や時間の変更など、事前の打ち合わせや出勤管理を確実に行う。

また、部活動指導員の役割や勤務形態を学校内だけでなく、保護者に周知し理解を得る。

※2 30年度本市における部活動指導員とは、「外部顧問・外部支援員・外部指導員」であり、教育委員会指定の研修を受講し、委嘱した外部指導者であり、職務や配置日数が異なる。
「神戸市立中・義務教育学校部活動指導員招聘事業に関する要綱」による

(5) 適正な指導者の配置と部活動の設置

校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、複数の指導者の配置と適正な数の部活動を設置する。また、部活動の創部・休廃部並びに諸課題^{※3}については、教職員や保護者等によって「部活動検討委員会」等を設置し、校長のリーダーシップのもと、組織的に課題の解決が図られるようにする。

3. 適切な指導の実施

(1) 安全指導の充実

ア 成長期の生徒の心身の健康管理

スポーツ医・科学の見地から、練習効果を得るためには、休養を適切に取ることや、過度の練習が成長期の生徒のスポーツ障害・けがのリスクを高めたり、バーンアウト（燃え尽き症候群）したりすることにつながることを理解する。また、女子の成長期における体と心の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

イ 事故の防止

生徒は一人ひとり発達段階、体力、習得状況が異なることから、事前事後の健康チェックや活動中の健康観察を行い、無理のない練習となるよう留意する。特に十分に活動に慣れていない1年生や定期考査や長期休養日後の活動については注視する。

また、気象状況による危機管理や熱中症や頭頸部の事故等^{※4}を未然に防止できるよう知識を深め、事故が起こった場合の対処の仕方や救急体制の確立を図る。

※3 神戸市立中学校・義務教育学校拠点校制度【資料2】

神戸市中学校体育連盟複数合同チームによる参加規程【資料3】

※4 「安全な部活動・体育活動のための研修会《熱中症・頭頸部外傷防止》」（毎年1学期に実施）

「学校でのスポーツ事故を防ぐために」日本スポーツ振興センター発行 DVD

ウ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

指導に当たっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。^{※5}体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を部活動に関わる全ての指導者がもち、それらを行わないようにするための取組を機会あるごとに行うことが必要である。

また、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、校長や顧問教員が積極的に説明し、理解を得られるようにする。

エ 施設・設備・用具の安全点検の実施

施設・設備・用具の定期的な安全点検^{※6}を実施し、常に安全を確認する。また、生徒自身が、安全に関する知識や技能を身につけ、積極的に自分や他人の安全を確保できるようにすることが大切である。

オ 校外での活動について

練習試合や大会・コンクールへの参加など校外で活動する場合は、実施日や場所、引率方法など必ず事前に校長の承認を得る必要がある。

また、対外試合等による校外への移動については、公的交通機関（貸切バス・タクシー等含む）を利用する。集合及び解散場所は校区内を原則とし、顧問教員または部活動指導員の引率を厳守する。交通費を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、定期的に保護者に報告する。

対外試合等の移動で、教員の自家用車や保護者の自家用車での生徒の送迎は行わないこと。

※5 「運動部活動の暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応」
決定について中体連の対応」（平成29年11月）【資料4】
「運動部活動での指導のガイドライン」（H25.5月文科省）P.9~11

※6 体育に関する施設用具の安全点検について（通知）【資料5】

(2) 効果的な指導

ア 自主的・自発的な活動の実践

指導者からの一方向の指導ではなく、個々の生徒が、自分の目標や課題、部活動内での役割など自ら設定し、その達成、解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげられるよう支援する。また、試合等に参加するかどうかも生徒の意思を尊重し、競技志向でない生徒の活動についても理解することが大切である。

イ 特別支援教育の視点を生かした指導^{※7}

学校には多様な特性のある生徒たちがおり、練習や試合等で困り感が解消されずに、注意ばかり受けてつらい思いをすることがある。生徒の困難さに着目した組織的でていねいな指導を行う。

ウ 短時間で効果的な指導の実践

それぞれの競技種目や活動の特性を踏まえた科学的、合理的な内容、指導方法による実効性のある指導を積極的に取り入れ、生徒が短時間に集中して取り組めるようにする。

※7 生徒指導資料（中学校）第3集
「特別支援教育の視点を生かした生徒指導」（H29.3月神戸市）

エ 適切な休養日の設定

成長期の生徒が、運動、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期における活動時間に関する研究も踏まえ、以下の基準とする。

- 週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。
 - ・平日に少なくとも 1 日は休養日とする。部活動以外の多様な活動にふれる定期的な時間の確保を図るため、平日の休養日は、原則水曜日に設ける。
 - ・週休日等^{※8}は本来、休養の日としなければならない。活動を行う場合は少なくとも 1 日以上は休養日とする。週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができると共に、家庭や地域で過ごす機会を確保できるよう、休業日（週休日等及び長期休業日）のうち、夏季休業日には 1 週間以上のまとまった休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1 日の活動時間は、平日では長くとも 2 時間、休業日では長くとも 3 時間とする。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問教員の過度の負担にならないよう十分に配慮し、計画的に実施する。
- 始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面や家庭の負担がかかることや、顧問教員の多忙化を招くことから、原則行わないものとする。但し、学校の活動施設や活動時間に課題があるなど特段の事情があり、顧問教員から申し出があった場合は、事前に保護者の同意を得て、校長が期間を定めて許可する。
- 終日行われる大会や校外練習試合、イベント等の参加においては、生徒の健康及び定期考査や学校行事等の日程を考慮し、精査を図ると共に長時間にわたっての拘束や交通費等における家庭の経済的負担を軽減する。

※8 週休日等とは土曜日・日曜日及び祝日をいう

4. 指導力の向上に向けて

(1) 科学的・合理的な指導内容、指導方法の習得

指導者は、効果的な指導に向けて、自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、指導内容や方法に関して、研究機関や優れた指導者の研究により理論付けされたものや科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなどを積極的に習得し、指導において活用することが求められている。

種目別指導者研修やスポーツ競技の国内総括団体が作成する運動部における合理的かつ効率的・効果的な活動のための手引書を活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上を図る。

(2) 部活動のマネジメント力やその他多様な指導力の習得

生徒にとって部活動が総合的な人間形成の場となるよう、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション、リーダー育成等^{※9}に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、指導力を身につけていくことが望まれる。

※9 こうべジュニアスポーツリーダー講習会（毎年夏季休業中に実施）

5. 教育委員会の取組

(1) ガイドラインの検証について

- 本ガイドラインにより、各校の部活動が休養日や活動時間などにおいて、適切に実施されているか把握し、教育委員会が定期的(学期に1回)に指導・是正を行う。
- 「中学校部活動懇話会」「中学校部活動連絡協議会」※10を開催し、指導や体制等の検証を行い、適切で効果的な部活動の在り方を検討し適宜、ガイドラインの見直しを行う。
なお、特に週休日等における休養日の設定や学校が年間に参加する大会の精査については引き続き検討を行う。

(2) 安全な部活動の実施に向けて

- 命に係わる重大事故につながる熱中症や頭部外傷の予防に向けて、専門医を講師に招聘し、研修会を実施する。

(3) 諸課題への取組

- 部活動指導員の任用
 - ・部活動指導員を積極的に任用し、学校の実情を踏まえて配置する。
 - ・部活動指導員の資質向上のための研修を行う。
- 拠点校部活動設置・整備
小学校時に取り組んできた種目の運動部活動が、在籍する学校になく、継続して取り組みたいという生徒のニーズに対応するため、神戸市中学校体育連盟の協力のもと、拠点校を設置し、運営のための支援を行う。
- 指導力向上
体育学やスポーツ学分野専門の講師を招聘し、生徒・顧問教員・外部顧問を対象に、スポーツを安全に楽しむための基礎知識やコーディネーショントレーニングやコミュニケーション・栄養学などを習得しスポーツリーダーの育成を目的とした「こうべジュニアスポーツリーダー講習会」を夏季休業中に実施する。

※10 中学校部活動懇話会：今後の望ましい部活動の在り方について顧問教員・保護者・地域の方が協議し、中学校部活動連絡協議会に意見具申する組織
中学校部活動連絡協議会：部活動をめぐる学校経営上の諸問題の実態を調査し、部活動懇話会の意見を受けて、今後の在り方を検討するために、中学校長会、中体連、教育委員会事務局から選出した委員をもって組織する

中学校・義務教育学校部活動について(お知らせ)

保護者のみなさまには、平素より神戸市の教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化・科学を通して生徒の個性や能力を伸ばし、社会性や人間性を育むなど長年その意義が認められてきました。

しかし、生徒は、連日または長時間にわたる活動により、十分に休養がとれないことや、顧問教員は約半数が未経験の部活動を担当し、長時間勤務による多忙感が募るなど改善すべき課題が、全国で見られるようになりました。

そこで、スポーツ庁は、部活動において、抜本的な改革に取り組む必要があるとし、3月に「運動部の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

それを受けて、このたび「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」を策定し、下記の通り、生徒にとっても、教員にとってもより魅力ある持続可能な部活動（運動部・文化部）にするための指針を示しました。各校においては本市のガイドラインに則り、5月より新たな部活動の運営を順次実施いたします。ご理解いただきますようお願いいたします。

記

部活動は、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指すものであり、日常の練習において、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、それに向けた一人ひとりの取組に目を向けた、ていねいな指導が大切である。

【主な内容】

- 成長期の生徒にとって心身のバランスのとれた活動とするため、週当たり2日以上、休養日を設ける。平日に少なくとも1日は休養日とする。部活動以外の多様な活動にふれる定期的な時間の確保を図るため、平日の休養日は、原則水曜日に設ける。週休日等（土・日・祝日）は本来、休養の日としなければならない。活動を行う場合は少なくとも1日以上は休養日とする。週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 1日の活動時間は、平日では長くとも2時間、休業日（週休日等及び長期休業日）では長くとも3時間とする。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ認めるとし、生徒や顧問教員の過度の負担にならないよう十分に配慮し、計画的に実施する。
- 始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面や家庭の負担がかかることや、顧問教員の多忙化を招くことから、原則行わないものとする。但し、学校の活動施設や活動時間に課題があるなど特段の事情があり、顧問教員から申し出があった場合は、事前に保護者の同意を得て、校長が期間を定めて許可する。
- 配置された部活動指導員（外部人材）を活用し、顧問教員と十分に連携を図り、安全で充実した部活動になると共に、顧問教員の負担軽減が図られるようにする。
- 指導にかかわる全ての指導者が体罰・暴言・ハラスメントが許されないことを認識し、機会をとらえて研修するなど、組織的に取り組む。

「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」は神戸市教育委員会スポーツ体育課のホームページに掲載しています。各学校の部活動方針は各学校のホームページに掲載する予定です。
スポーツ体育課のホームページ [神戸市トップページ](#)→[観光・文化・イベント](#)→[スポーツ](#)→[新着情報](#)

エ 適切な休養日の設定

成長期の生徒が、運動、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期における活動時間に関する研究及び顧問教員の多忙化解消の観点を踏まえ、以下の基準とする。

○ 週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。

・平日に少なくとも 1 日は休養日とする。部活動以外の多様な活動にふれる定期的な時間の確保を図るため、平日の休養日は、原則水曜日に設ける。

・週休日等^{※8}は、休養の日としなければならない。なお、活動を行う場合でも、少なくとも 1 日以上は休養日とし、事前に保護者の同意を得て、校長が許可する。週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができると共に、家庭や地域で過ごす機会を確保できるよう、休業日（週休日等及び長期休業日）のうち、夏季休業日には 1 週間以上のまとまった休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 1 日の活動時間は、平日では長くとも 2 時間、休業日では長くとも 3 時間とする。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問教員の過度の負担にならないよう十分に配慮し、計画的に実施する。

○ 始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面や家庭の負担がかかることや、顧問教員の多忙化を招くことから、原則行わないものとする。但し、学校の活動施設や活動時間に課題があるなど特段の事情があり、顧問教員から申し出があった場合は、事前に保護者の同意を得て、校長が期間を定めて許可する。

○ 終日行われる大会や校外練習試合、イベント等の参加においては、生徒の健康及び定期考査や学校行事等の日程を考慮し、精査を図ると共に長時間にわたっての拘束や交通費等における家庭の経済的負担を軽減する。

※8 週休日等とは土曜日・日曜日及び祝日をいう

5. 教育委員会の取組

(1) ガイドラインの検証について

- 本ガイドラインにより、各校の部活動が休養日や活動時間などにおいて、適切に実施されているか把握し、教育委員会が定期的(学期に1回)に指導・是正を行う。
- 「中学校部活動懇話会」「中学校部活動連絡協議会」※10を開催し、指導や体制等の検証を行い、適切で効果的な部活動の在り方を検討し適宜、ガイドラインの見直しを行う。
なお、特に週休日等における休養日の設定については引き続き検討を行うと共に、学校が年間に参加する大会については精査する。

(2) 安全な部活動の実施に向けて

- 命に係わる重大事故につながる熱中症や頭部外傷の予防に向けて、専門医を講師に招聘し、研修会を実施する。

(3) 諸課題への取組

- 部活動指導員の任用
 - ・部活動指導員を積極的に任用し、学校の実情を踏まえて配置する。
 - ・部活動指導員の資質向上のための研修を行う。
- 拠点校部活動設置・整備
小学校時に取り組んできた種目の運動部活動が、在籍する学校になく、継続して取り組みたいという生徒のニーズに対応するため、神戸市中学校体育連盟の協力のもと、拠点校を設置し、運営のための支援を行う。
- 指導力向上
体育学やスポーツ学分野専門の講師を招聘し、生徒・顧問教員・外部顧問を対象に、スポーツを安全に楽しむための基礎知識やコーディネーショントレーニングやコミュニケーション・栄養学などを習得しスポーツリーダーの育成を目的とした「こうべジュニアスポーツリーダー講習会」を夏季休業中に実施する。

※10 中学校部活動懇話会：今後の望ましい部活動の在り方について顧問教員・保護者・地域の方が協議し、中学校部活動連絡協議会に意見具申する組織
中学校部活動連絡協議会：部活動をめぐる学校経営上の諸問題の実態を調査し、部活動懇話会の意見を受けて、今後の在り方を検討するために、中学校長会、中体連、教育委員会事務局から選出した委員をもって組織する